

# 第3部 今後の展望

## 2. 産業廃棄物処理業の 優良性評価制度

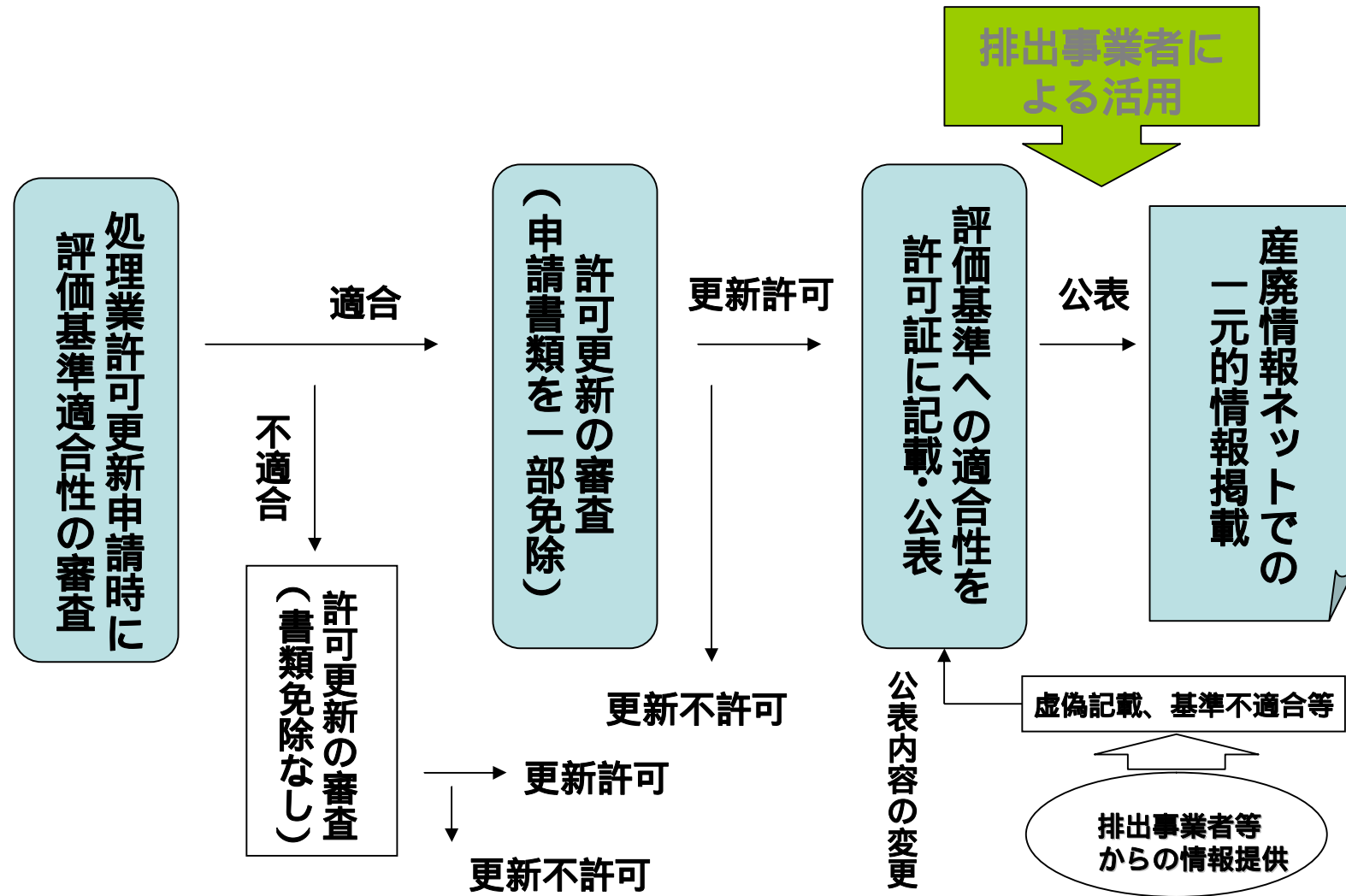
# 優良化推進事業の背景・目的

- 1 . 累次の法改正による排出者責任の強化
  - 排出事業者による優良業者の選択  
悪質業者の淘汰  
(間接的な優良業者の育成策)
- 2 . より積極的な優良業者育成策の必要性
  - 優良業者の育成に直接的に国が関与  
悪質業者の淘汰の加速化
- 3 . 資源循環ビジネスの促進
  - 循環型社会の実現

# 評価制度の基本的考え方

- 優良化に向けた基盤形成の第一歩
  - 優良業者の社会的認知度向上
  - 排出事業者への委託業者選定情報の提供
  - 処理業者の優良化努力への目標提示
  - まちまちの基準策定による混乱回避
- 不適正処理を行わないことを行政が保証するものではない。
- 適正な委託業者選定に係る排出事業者の責任が免除される訳ではないことに注意。

# 評価制度のスキーム



# 評価基準の3つの観点

- 遵法性
- 情報公開性
- 環境保全への取組み

# 遵法性

廃棄物処理法、浄化槽法又は政令第4条の6に規定する関連法令の規定による改善命令、措置命令等の不利益処分を受け、不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当せず、申請の際直前5年以上にわたり、申請区分と同じ区分の許可を受けて産業廃棄物処理業を的確に行っていること。

*\* 不利益処分に行政指導は含まれない。*

# 情報公開性

会社情報、許可の内容、施設及び処理の状況、財務諸表等のすべての情報開示項目をインターネットで5年間にわたり公開し、定められた頻度で更新していること。

*\* 例えば処理工程の技術的妥当性や経営状態の健全性など、内容は判断しない。*

*\* 公開情報は、許可申請区分の国内事業すべてを対象とする。*

# 環境保全への取組み

環境マネジメントシステムに係る規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度(\*\*)により認められていること

\* 認証体制の整備状況等を勘案し、平成18年10月1日から適用する。

\*\* 追って、「ISO14001規格、エコアクション21ガイドライン及びこれと相互認証された規格」に係る認証制度が該当することを告示予定

# 経過措置

- 情報公開の期間の短縮
  - －平成17年4月1日から1年以内に情報公開を開始する場合、基準適合に要する期間は最短で6ヵ月間
  - －期間の短縮が認められるためには、遅くとも平成18年4月1日までに情報公開を開始することが必要
  - －平成18年4月1日以降に情報公開を開始する場合、基準適合に要する期間は5年間

# 評価基準適合事業者

- H18年2月末現在、倉敷市、岡山県、群馬県にて適合確認が行われている。  
(適合確認件数4件、適合事業者3事業者)
- この他、山口県では、更新許可又は変更許可時以外でも事前に適合確認を行っている。(適合確認件数1件、適合事業者1事業者)
- 情報開示システムにおいて情報開示している事業者数 600社(H18.2.1現在)